



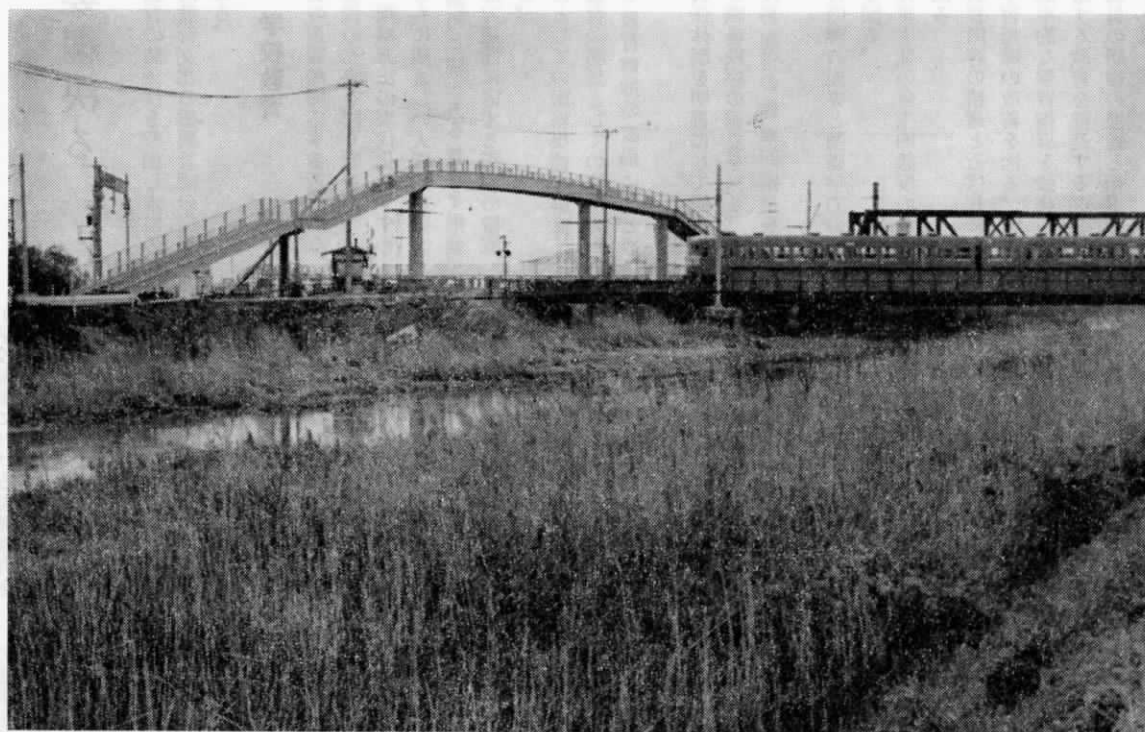
広報 おんが

5月号 No. 151

発行 昭和48年5月10日

発行所 遠賀町役場庶務課

印刷 冷牟田印刷合資会社



—鹿児島本線に歩行者専用跨線橋完成—

いままで、鹿児島本線、と平面交差していた県道遠賀、直方線新川踏切りが、遠賀跨線橋の完成により廃止されましたが、その跡に歩行者専用の跨線橋がこの程完成し、「あけぼの橋」と命名されました。

人のうごき (4月の住民基) 本台帳から

人口	9,945人 (+33)
男	4,744 (+35)
女	5,201 (△2)
世帯数	2,648戸 (+41)

() 内は前月比

十三日	十五日	上旬	五日	三日	二日	一日
母の日	愛鳥週間	児童福祉週間	こどもの日	憲法記念日	八十八夜	金メーデー
						白い羽根募

5月のこよみ



昭和 48 年度

遠賀町教育施策要綱決る

昨年は学制百年の記念すべき年であった。我が国の教育が、この百年を通じてめざましい進展を遂げ今日の繁栄の基礎を培って来たことは見のがすことは出来ない。

特に近時、科学の進歩と経済成長に伴い社会は急激に進歩発展した。しかし一方においては情報の氾濫、生活様式の変容、価値観の対立、人間疎外感のひろがり、社会連帯意識の欠如等々幾多の社会問題が生じて来た。この現実に対応し、将来の豊かな社会の建設を目指す為には、その根源となる教育の刷新充実を図ることは最も緊急なことである。今わが国の教育は中教審答申により検討が加えられており、今後の教育が生涯教育と全人教育の立場に立ち社会の変動と住民の教育要求に対応する個性豊かな情操すぐれた技能を身につけた新しい時代の建設者として、心身共に健全でたくましい民主的な町民の育成に努めなければならない。

時あたかも本町においては総合基本計画の構想がまとまり、いよいよ実施段階にきている。

当教育委員会は、この総合計画にもとづき家庭教育、学校教育、

社会教育の諸条件を整備し本町の長期的教育文化の振興計画の実現に努める。

※ 学校教育

社会の進展に即応する近代的な施設設備の充実を図り教育内容の精選、指導方法の現代化をすすめるとともに望ましい人間形成の上から調和と統一ある教育を推進し、能力適性に応ずる指導の徹底を図る。

1 職員としての服務規律の確立

(1) 教育公務員としての使命の自覚と教育精神の高揚につとめる。

(2) 責任体制を明確にして服務規律と職場秩序の確立を図る。

(3) 校務運営の効率的推進を図る。

2 教育内容の充実と基礎学力の向上を図る。

(1) 児童生徒の自主的態度の育成を図る。

(2) 教育内容の精選と近代化による学習指導の改善を図る。

(3) 能率的な学習指導を強化し個性に徹する教育を推進する。

3 教職員の研修の推進と指導力の向上を図る。

(1) 学校現場における現職教育を充実し指導力の向上を図る。
(2) 研究会講習会へ計画的に参加させ意欲的に研修させる。
(3) 小、中一貫性のある効果的研究研修を推進する。
(4) 教職員の個人またはグループ研究を助成する。

(5) 学校の研究テーマの研究を助成し、全職員の力を結集するとともに特色ある学校経営の推進を図る。

(6) 同和教育についての研究を推進する。

4 安全教育、保健教育の推進を図る。

(1) 学校体育の振興を図り体育施設設備の整備を促進する。

(2) 保健ならびに給食設備を充実し、健康管理の強化に努める。

(3) 安全教育を強化し交通事故災害から守る。

5 教育機器の整備を図り利用法の研究を推進する。

(1) 近代教育機器を精選整備し、これが効率的利用により学習の効率化を図る。

※ 社会教育

激動する社会の中で心身共に健全なる住民の育成をめざして、生涯教育の観点にたち、社会的条件の変化に対応しながら住民

の要求を分析し、住民一人一人が自己学習に相互教育の意欲を組織的に高める為に、その機会と場を提供し社会教育の振興を図る。

1 成人教育の機会拡大と内容の充実

(1) 各種学級
婦人学級、家庭教育学級、若妻学級、老人学級、町政学級

(2) 各種講座
洋裁、生花、盆栽、民謡

以上のような学級や講座を通じて自発的、自主的な学習集団として日常生活より起る課題を発見し解決して実生活に結びつけてゆく学習を展開する。

なお、各種学級の末端、浸透を図る為に各地区における学習活動を充実させ、社会教育指導員を中心とした指導体制をつくる。

2 青少年教育
婚前教育、勤労青少年の研修会

親と子の対話の会、子ども会育成会の充実、青少年不良化防止組織を通じて体育活動、学習活動、文化、社会活動などのマンネリ化した事業の刷新を図り青年学級等の基礎づくりをなす。

3 地区公民館の運営、活動の刷新と地域指導者の養成

地域住民による公民館活動の刷新と充実を図るために地区公民館を中心として関係団体の積極的参加を求めて地域における総合的コミュニケーションの場としたそれが為には館長をはじめ指導者の養成と確保が急務である。

4 社会体育の推進と内容の充実につとめる。

社会体育が其の地域における住民の健康を維持増進する為のものであり、体育行事にしても魅力あるものを計画し町体育協会の活動と相俟って体育指導員の活動を促進する。

更にスポーツ少年団の育成に力を注ぎ剣道少年団、卓球少年団等を結成する。

5 芸術文化の振興に努める。

(1) 文化団体の育成と助長
(2) 発表と鑑賞を通じて住民文化の向上をはかる。

6 社会教育施設の整備充実を図る

(1) 視聴覚教育機器を利用した学習を進める。

(2) 社会教育行事等の記録の整理に力を注ぐ。

(3) 中央公民館の新設に努力する。



公民館の使用に

ついてお願い

町公民館の使用については、遠賀町公民館条例で使用する許可等が決められています。第七条から以下関係条項を抜粋して掲載しますのでよくお読みになって御協力下さいませようお願いいたします。

遠賀町公民館条例（抜粋）

（使用の許可）

第七条 公民館を使用しようとするものは、次に掲げる事項を記載した申請書を提出し、教育委員会の許可を受けなければならない。

一、使用者の住所、職業及び氏名

二、使用の目的

三、使用の日時

四、会合者の予定人員

（使用の制限）

第九条 教育委員会は、管理上必要があると認められるときは、第七条の許可について使用の制限、その他必要な条件を付けることができる。

2、教育委員会は、使用者が次の各号の一に該当する場合は使用を許可してはならない。

一、公の秩序、又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められた場合

二、社会教育法第二十三条の規定に反すると認めるとき

（使用の停止又は取消）

第十条 使用者が、次の各号の一に該当するときは、教育委員会は使用の条件をあらたに付し、若しくはこれを変更し、使用を停止し、又は許可を取消することができる。

一、この条例、その他これに基づく規定又は命令に違反したとき。

三、教育委員会において必要であると認めるとき。

（使用料）

第十一条 公民館の使用については、使用者から使用料を徴収する。

2、使用料の額は、別表のとおりとし、これを前納しなければならない。

（使用料の返還）

第十三条 既納の使用料は返還しない。ただし次の場合においては、その全部又は一部を返還することができる。

一、使用者の責に帰することのできない理由により、使用することができなるとき。

二、使用前に使用の許可の取消し、又は変更の申出をなし、教育委員会が相当の理由があると認めるとき。

三、第十条第三号の規定により使用を停止し、又は許可を取り消したとき。

社会教育法（抜粋）

（公民館の運営方針）

第二十三条 公民館は次の行為を行なってはならない。

一、もっぱら営利を目的として事業を行ない、特定の営利事務に公民館の名称を利用をせし、その他営利事業を援助すること。

二、特定の政党の利害に関する公民館使用料

行なってはならない。

一、もっぱら営利を目的として事業を行ない、特定の営利事務に公民館の名称を利用をせし、その他営利事業を援助すること。

二、特定の政党の利害に関する公民館使用料

事業を行ない、又は公利の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。

2、市町村に設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

結 婚 式 の 場 合	時 間	一 般 使 用 の 場 合	
		広 間、ホ ー ル	控 室（一 間 に 付）
人 員	料 金	料 金	料 金
昼 間 一 組 一、三〇〇円	午前九時から午後五時	二〇人以上 三〇〇円 二一人以下 四〇〇円	二〇人以上 三〇〇円 二一人以下 四〇〇円
夜 間 一 組 一、五〇〇円	午後五時から午後十時	二〇人以上 四〇〇円 二一人以下 五〇〇円	二〇人以上 五〇〇円 二一人以下 六〇〇円
		三〇〇円	四〇〇円

走ろう会の 会員募集

スポーツの基礎となる体力づくりはまず走ることです。走ろう会は走ることを通して正しい人格の養成と肥満な身体をなくし、健全な体力の持主をつくりあげて行きたいものです。この会はあくまで

も体力づくりを目標にして家族ぐるみで毎日自宅附近を決まった距離走り一週間に一回全員で合同練習をしたいと思えます。

記

一、資格・町内に在住する者（若男女年齢は問わない）

二、実施日・毎週日曜日午後1時30分から4時まで（雨天を除く）

三、会場・遠賀中学校グラウンド

事業を行ない、又は公利の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。

2、市町村に設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

四、会費・無料

五、申込期限・5月25日まで

六、申込先 遠賀町教育委員会

氏名・年齢・住所・（学生の場合は学校名・学年を記入）を記入して申し込むこと。

七、開始日・6月3日から始めますので当日遠賀中学校グラウンドに午後1時30分まで集合して下さい。申し込みしていても当日会場受付けしませぬ。

八、その他・行事計画内容等は当日説明します。特にお母さん方お子様と一緒に入会をお持ちしております。

愛の献血に 御協力願います

遠賀献血会では昭和四十八年度第一回目の愛の集団献血を左記のとおり実施いたしますので、是非御協力願います。

献血は人のためであり、又自分（家族）のためです。献血に参加いただきますと、万一家庭で血液が必要になったときは、いつでも必要量の血液を受けることができますので、一世帯一人は献血に御参加下さい。

記 献血日 四十八年五月二十九日
時間 午前十時～午後四時
場 所 町公民館ホール

遠賀献血会では昭和四十八年度第一回目の愛の集団献血を左記のとおり実施いたしますので、是非御協力願います。

献血は人のためであり、又自分（家族）のためです。献血に参加いただきますと、万一家庭で血液が必要になったときは、いつでも必要量の血液を受けることができますので、一世帯一人は献血に御参加下さい。

記 献血日 四十八年五月二十九日
時間 午前十時～午後四時
場 所 町公民館ホール

日本赤十字募金に 御協力願います

今年もまた日赤募金の時期になりました。

この募金は社員制度により社員年額三〇〇円以上という型で募金運動が行なわれます。本町では近く日赤奉仕団(婦人会)を通じ募金をお願いいたしますので御協力いただきますようお願い申し上げます。

尚、この募金は、各種災害の救済、救援、ガン検診等国内は勿論、海外にも愛の手をさしのべ世界平和のために使用されています。どうぞ、この博愛精神の主旨にご賛同願い一人でも多く募金に協力下さい。

袋詰セメント 斡旋相談所設置

福岡県では小口需要者に対する措置として次のおり斡旋相談所を設置しましたのでご利用されるようお知らせします。

対象者 左官、大工等を業とする人、マイホーム

建築等の一般人
受付時間 日曜、祭日を除く毎日10時~12時(本人直接申込、印鑑持参)

斡旋申込量 一回限り一人10袋以下

斡旋相談所

福岡県北九州商工事務所
(小倉区役所内)
電話 五六一―二八一

危険物取扱者試験および受験準備講習会

○試験

日時 6月10日(日)

願書受付 5月21日~26日

福岡県民生部消防災害課
5月21日~22日

北九州市消防局
試験の種類 乙種 1・2・3

・4類
丙種

○講習会

日時 5月26日(土) 9時~17時

場所 芦屋町町民会館

申込 5月14日~25日

主催 遠賀中間地区危険物安全協会

※受験 受講希望者は遠賀郡消防署予防係にお問い合わせ下さい。

消火器の

不良セールスマンにご注意

消火器のセールスマンが消防署からの紹介といて押売りしている事例があります。

消防署は、皆さんから消火器を紹介して欲しいといった問合せには適切な指導や紹介はしていませんが、斡旋することはあります。

もし次のような事がありましたら一〇番又は消防署に電話してください。

- 一、法律をちらかして半ば強制的に説得していないか。
- 一、消防署員とまさらわしい服装をしていないか。
- 一、威圧的な言動をし退去を求めでも帰らない。



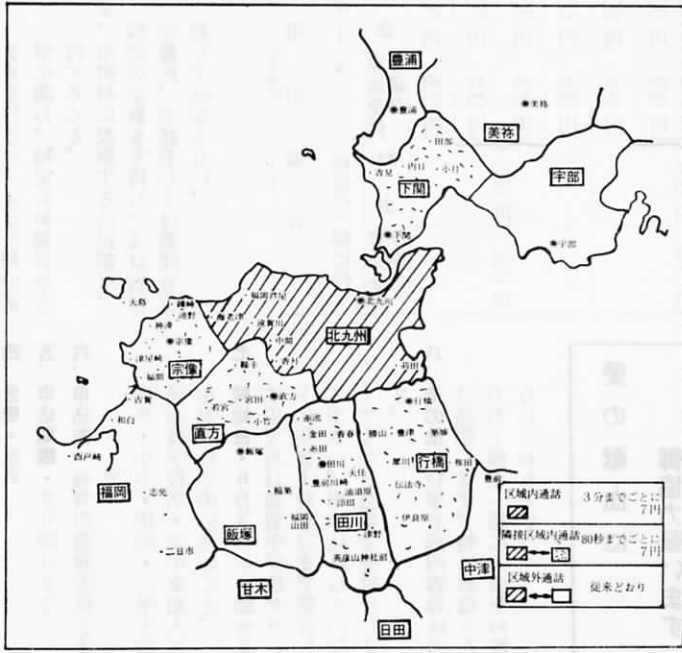
新しい電話料金制度「広域時分制」

5月24日から遠賀町でも

3分までごとに7円

これまでの市内通話が、3分までごとに7円になり町内の長電話は今までより高くなりますが、遠賀町内から北九州、水巻、岡垣、芦屋、中間、菊田への通話料金は、80秒7円。が、3分7円になるほか、宗像、直方、田川、行橋、下関など近郊への通話料金も、60秒7円。から、80秒7円。といずれも安くになります。これは、最近の社会生活、経済活動の範囲が大きく広がったことに対するため、市内通話と市外通話の別をなくし、すべて通話時間と距離にみあった料金をいこうという制度で、5月24日から移行します。

折尾電報電話局長



昭和48年度の新役員が決まりました

昭和48年度の区長、生産組合長、地区公民館長、婦人会支部長が左記のとおり決まりましたのでお知らせします。

部落名	区長、生産組合長	地区公民館長	婦人会支部長
高津	矢野 繁実(区、生)	矢野 力平	矢野ヨシエ
若松	小野 敏行(区、生)	竹内 武雄	宮本トキヨ
鬼津	入江 正志(区、生)	太田 平	二村アサ子
尾崎	林 一(区、生)	林 一	広田 市子
別府	山中 一雄(区、生)	高田 久次	堀 喜美枝
千代丸	永田 三男(区、生)	花田 重巳	吉田トキ子
今古賀	(未定)	水上 近	武谷タミ子
遠賀川	井口 幸助(区、生)	谷口 寿	井口シズ子
新町	下川 正夫(区、生)	下川 正夫	野中 浅子
木守	片山 武司(区、生)	片山 武司	近松フサエ
上別府	石松 正人(区、生)	石松 正人	高全サト
尾倉	杉塚 己敏(区、生)	杉塚 己敏	高松千寿子
若葉台	峯 一二(区、生)	古野 千年	永野 秀子
虫生津	木野 国繁(区、生)	古野 千年	白石 房子
東町	石田 茂(区、生)	一田 好己	横溝かず子
浅木	瓜生 初夫(区、生)	一田 好己	横溝かず子
老良	添田 秀雄(区、生)	添田 善秋	添田 菊枝
旧停	枝沢 重吉(区、生)	枝沢 重吉	佐伯ハナ子
廣渡	柴田誠太郎(区、生)	柴田誠太郎	青柳アキ
副会長	山口安衛(区、生)	山口安衛	柴田ゆり子
副会長	片山 武司	石松 正人	二村クニ子
副会長	柴田誠太郎	古野 千年	近松フサエ
副会長	小野 敏行	竹内 武雄	井口シズ子

昭和四十八年度消費生活苦情相談員決まる

日常の消費生活上の苦情や相談ごとを気軽に受け賜り、消費者行政のパイプ役として第一線で活躍していただく相談員が、次のとおり決まりましたのでお知らせします。

- 二村クニ子
遠賀町大字広渡(新町)
電話 三〇五六三
- 花田ハツエ
遠賀町大字別府(千代丸)
電話 三一八四七二

消費生活上における苦情・消費生活問題、食品テスト等消費生活上の苦情や相談は何でも結構です、気軽に御相談下さい。

旧金鶏勲章一時賜金受給者に銀杯贈呈いたします。

満洲事変までの旧金鶏勲章年金授与者には金十万円が、昭和四十二年法律第一号にて支給されたが昭和十五年四月二十九日付で金鶏勲章を授与された者には支給され

なかつたため、昭和三十八年四月一日の生存者(その後の死亡者は遺族)に特別措置として総理大臣から銀杯が贈られます。

該当者は役場厚生課へ勲章授与の証明書とインカンを持参の上、手続をして下さい。

腰の痛み

人間、年をとればからだのあちこちに故障がおこり、痛んでくるのは当然ですが、腰の痛みはいちばん動きの激しい年代、20代をピークに30代、40代の働き盛りの人に多くみられるのが特徴です。

最近、腰が痛い、椎間板ヘルニア、という病名が云われるほど有名になってしまいました。が、本当は最も多いのがいわゆる「腰痛症」といわれるもので、骨や関節、椎間板に特別な異常がみられないのにおこる腰痛のみです。

椎間板ヘルニアが有名になった背景には、この病気の研究が進み、X線写真などではっきりと異常がわかる、治療がしやすいことなどの理由によるものかもしれません。

腰痛には急性と慢性の二つのタイプがあり、急性では、重い物を持ちあげたり、急に腰をひねったりしたときに突然激しい痛みにおそわれます。

なかなか治療しにくく、やっかいなのが慢性の腰痛です。くり返し腰に刺激が加わったり、不自然な緊張が長い間続くとおこります。悪い姿勢の人、中腰で長時間作業するような職業の人、肥っている人などに多いようです。

そのほか、最近では若い人の運動不足による筋肉の弱さが、腰痛の一つの原因として注目されています。このことは、腰痛が肉体労働者よりも事務系のサラリーマンに多いことからもうなづけましょう。

腰痛がおこったら、まず安静が第一です。また入浴などで腰を温めると血液の循環がよくなり、効果があります。



満洲事変までの旧金鶏勲章年金授与者には金十万円が、昭和四十二年法律第一号にて支給されたが昭和十五年四月二十九日付で金鶏勲章を授与された者には支給され

今月の税金

国民健康保険税 第一期分

納期限 五月三十一日
期限内に完納しましょう

特設人権法律
相談所開設

ご承知のとおり5月3日は、憲法が施行された記念すべき日にあたりますが、福岡法務局北九州支局および北九州人権擁護委員協議会ではこれが記念行事の一環として人権相談所を左記の通り開設し憲法の精神、基本理念である基本人権の尊重を強調することにしていきますので、日頃人権問題でお困りの方は、どんな小さなことでも結構ですから遠慮なくご相談くださるようおしらせします。

記

一、日時 5月23日(水)
10時~15時

二、場所 遠賀町公民館別館

三、相談担当者
福岡法務局北九州支局職員

。地元人権擁護委員
(柴田 開、篠田 寿)

。民生委員・保護司

※今月の心配ごと相談は合同で行ないます。

衛生だより

狂犬病予防注射実施

さる四月二日、三日の二日間、予防注射を実施したところ、まだかなり受けていない犬がおります。再度もれた犬を対象に行ないますので、必ず受けて下さい。

日時 五月二日(火)
13時30分~16時

場所 遠賀町公民館ホール前

三才児健康診査

次のとおり三才児健康診査を行ないますので対象者は受けて下さい。

日時 五月二五日(金)
受付13時~14時
診査14時~15時

場所 遠賀町公民館ホール

対象者 昭和44年6月からは昭和45年5月までの出生児(満三才児)

日本脳炎の予防接種

次のとおり日本脳炎の予防接種を実施しますので受けて下さい。

実施期間 5月21日から6月20日まで

実施場所 青柳病院(広渡)

占部医院(別府)

香取医院(遠賀川)

村田医院(今古賀)

および郡内各病院、医院

料金 問診料 一〇〇円

手技料 一五円

計 二二五円

(1)小、中学校生徒は学校で別に集団接種をします。(無料)

(2)満70才以上、満15才以下、生活保護世帯又はこれに準ずる世帯については、役場保健衛生係に申し出て下さい。(無料)

対象者 満3才以上全員(任意)

但し、生後6ヶ月以上満3才未満の幼児については、特に保護者の希望があれば受けつけの医師とよく相談の上、受けて下さい。

又、今度始めて受ける人は一週間間かくで二回受けないと効果がありません。

電話加入権の
公売について

福岡県若松財務事務所では次のとおり電話加入権の公売をいたしますので、ご希望の方は時間厳守

の上おいでください。

記

一、公売の日時、5月18日(金) 14時

二、場所 遠賀町役場第二会議室

三、公売の方法 入札

四、公売する電話番号 ③ 一〇三五

五、問合せ先 若松財務事務所

昭和48年
二級建築士試験

試験日

7月28日(土)(新学科試験)

9月30日(月)(旧両制度)建築設計製図試験

試験場 福岡大学(七隈学舎) 8号館

受験申込み、受付

5月21日~5月31日(土曜日の午後、日曜日は除く)

県建築部建築課、最寄土木事務所建築課

受験案内、申込用紙交付

5月10日から、県建築部建築課土木事務所建築課で交付する。

給与 月三万円前後

但し女子事務員は三万五千円前後

その他諸手当有

連絡先 遠賀町大字若松字老門

日進化学(株)

電話③一五三三

面接場所 本社事務所

面接日時 随時

勤務時間 八時~一七時又は八時三〇分~一七時



香典返しお礼

次の方から町社協に香典返しとしてご寄付をいただきました。つつしんで故人のご冥福をお祈りいたし、ご遺族に対し厚くお礼申し上げます。

記

一、金巻封

故 田中妙子様

故 高崎 藤利様

故 毛利ミサ子様

故 木守 毛利 善尋殿

求人

職種 女子事務員 一名

女子作業員 三名